

### 3. あたらしい憲法のはなし・民主主義 上下

(※ 関連資料のある箇所は太字で示してあります。)

#### 2. 青少年用新憲法読本

【木田】そのときに、私がもう一つ左の連中に使われたのが、『**青少年用 新憲法読本**』（資料 3-5）（西村巖，木田宏著 東京新聞社 1947）というやつです。これは、いわゆる教科書屋さんに、教科書局で、これですね、『**青少年用 新憲法読本**』（資料 3-5）という教育新聞社のものです。それは局の偉い人が頼まれて、憲法もできたことだから急いで売ろうとした出版屋の思惑に偉い人が乗って、「おい、書け」とこう下がってきたわけなんです。私の知らんときに憲法は出ておるわけですからね、その新聞記事も何にも当時のことを読んでないし、教科書局の近辺で探しても憲法の話なんていう材料がないんです。そこで、その中に決定的なミスの一つやったんですが、特別国会というのは、総理の指名をやる国会のことを特別国会というんですが、憲法のどこを読んでもそれが出てこないわけですよ。だから、特別国会というのは困っちゃったなあと思って、特別な国会であると書いたんです。それは、もう恥ずかしくてしょうがないです。

ところが、これだけを左の連中が使うんですよ。9条か何かですなあ恐らく。それで、戦争放棄ということについて、かなり憲法の表現のとおりのもっとも正直な言い方を、ちんぴらですからやらざるを得ないんですね。だからというわけじゃないんですけども、文部省におった木田までがこんなことを書いておるじゃないかと。平和憲法というのは、こういうふうに大事なんだとあって、そこにだけ利用してくれるもんですからね、これはいつまでも参っています。しかし、当時の雰囲気からしますと、戦争放棄ということは、当時の為政者が真剣になって考えて言ったことだなあというふうには思います。それは、安倍さんのその後のものの言い方の中にも、ちよくちよくとそれが出てきますし、それから私も今になって考えると、こういう技術のものすごく進んだときに下手な戦争なんかやろうものなら、原爆だっていたらで幾らでもできるわけですからね、ちょっと科学兵器が進み過ぎたなあと思っていますけれども。そのためにだけ私が書いた『**青少年用 新憲法読本**』（資料 3-5）というのは、左に使われています。日教組と対応したときに、これを持ってきてねいじめてくれましたよ。